

法務・検察行政刷新会議第8回
報告書案について

2020年12月10日
富山和彦

まず8ページの私の意見の引用について、以下のように修文願います。

「・・両者は役割が違い、特に検察官は準司法官として政治部門からの独立性、法の厳粛な執行者としての機能が強く求められるのに対し、法務省官僚は内閣の内部において民主的政治過程を通じて民意をダイナミックに捉えて法創造作用を含めた政策企画を担うことが求められる。両者の相違は一連の問題の背景要因にもなっていると思われ、グローバル化やデジタル革命で社会の変化が激しくなり、立法政策のダイナミズムが求められる中でそのギャップは今後より大きくなると思われるから、・・・」

次に後藤委員の意見について私は賛成の立場であり、何らかの形でその趣旨を盛り込むべきと考えます。

取り調べにおける弁護人の立会いについては、いわゆる大陸法の国々においても何らかの形で認める流れです。人権保障と真実究明の両立のあり方は、こと捜査上の被疑者の供述の位置づけと弁護人の立会いに関しては国際社会において変容、トランスフォーメーションが進んでいるとみるのが素直な理解でしょう。グローバル化が進む中で法治システムにおける基本的なルールの国際共通化、グローバルコンバージェンスは進む方向であり、刑事訴訟手続きもそこから自由ではないはずです。取り分け世界が自由と民主主義を基本的価値観とする国家群と権威主義的な国家群に分断されかねない時代において、我が国は明確に前者を選択し、それを国際社会におけるプレゼンスの基盤に据えています。かかる価値観を共有する国家群を代表する立場を取ろうとする上で、弁護人の立会い問題に関するやや我が国独特の現行スタンスを、早晩、何らかのきっかけで維持できなくなる可能性は高いと思います。また、諸外国から高度人材の受け入れを進める国家戦略との関係においても、例えば欧米の高等教育を受けたグローバル人材の平均的な感覚からすれば、「ミランダルール」的なものが認められていない国には人権保障上の大きな不安感を持つでしょう。日本が法律的にも社会実態的にもアジアの中でもっとも安定的かつ徹底的に自由で民主的な国であるというパーセプションは、優秀な人材を定住的に引き付ける重要なセールスポイントですから、これは小さな問題ではないと思います。

以上、現代の世界情勢と我が国の国家戦略からみて、いずれ求められるトランスフォーメーションに向けて、私は可及的早期に試行を開始しておくべきと考える次第です。

もちろん現行の捜査体系、捜査手法の枠の中で供述聴取が制約を受けることで色々な支障が生じる可能性は理解します。しかし、制度改革における正しい思考姿勢は、どうすれば弁護人立会いを認めても真実究明に支障を来さないか、についてクリエイティブに発想し

解決手段を創出していくことだと思います。我が国の法曹界、特に法務と検察には極めて優秀な頭脳が集まっているわけですから、高い確率で有効な解決法を見出すものと期待します。また、結果的に現行の法体系や手法では解決困難な障害が明らかになったとしても、それは将来の立法政策を考える上で重要な情報です。

いずれにしても3年後に何らのファクトもデータもないままにこの問題について観念的、抽象的な議論が繰り返されることは生産的ではありません。前回、「制度的な整備がない中で試行を行うべきではない」という意見がありましたが、制度的な整備をどうするか判断材料を現行制度の枠組みで可能な方法で集めようとするのが試行ですから、この論法は素人の私から見ても全くのトートロジーで、あまりスマートではない議論に聞こえます。この会議を契機として試行を行っても、それ自体は現行の刑事訴訟制度の変更ではありませんし、将来にしかるべきところで制度改革の議論をする材料を得るための作業を行うことですから、法制審議会などを構成する専門家や大先生の方々の権限を侵すものでも、権威を傷つけるものでもないと思います。